

令和8年度 就学援助のお知らせ（詳細）

教育委員会では、小・中学校に通う児童・生徒の保護者を対象に、一定の条件を満たす場合は、就学援助費として学用品費や修学旅行費など、就学に関する費用の一部を援助しています。

就学援助費は、毎年度申請が必要です。令和8年度の支給を希望する方は、申請書を提出してください。提出のあった申請については、市の認定基準に基づく審査を行い、認定となった方に就学援助費を支給します。

1 申請の流れ

① 申請書に記入し、添付書類の準備をしてください。

添付書類については、2「申請に必要な書類」を確認してください。
記入漏れ、書き間違い、必要書類の不備等がある場合は、書類の審査が行えません。

② 窓口または郵送で提出してください。

提出期限

令和8年4月30日（木）まで（郵送提出の場合は、4月30日の消印まで）

窓口提出

教育委員会教育総務課（あきる野市役所2階南側）に提出してください。

（午前8時30分～正午、午後1時から午後5時15分まで 土日祝日を除く）

※ 小・中学校及び五日市出張所には提出できません。

郵送提出

〒197-0814 あきる野市二宮350

「あきる野市教育委員会 教育総務課」宛てに郵送してください。

注意点

- 申請書は1世帯につき、1枚提出してください。（毎年度、申請が必要です。）
- 提出期限までに提出した方で、認定となった場合は、**4月認定**となります。
5月1日以降も申請を受け付けますが、認定となった場合は、**申請月からの認定**となります。
- 令和8年3月に新入学児童生徒学用品費入学前支給を受けた方で、学用品費等の援助を希望する場合は、令和8年度の申請を行っていただく必要があります。

③ 審査結果を郵送で通知します。

就学援助費の認定結果は、**7月下旬**に郵送します。
認定となった場合の支給時期は4「支給時期等」をご確認ください。
※認定となった場合、保護者の指定する口座に振込みます。

2 申請に必要な書類

(1) 申請書

申請書は学校を通じて配付しています。なお、教育委員会窓口でもお渡ししています。

(2) 添付書類

次の①、②の添付書類を、申請書の裏側に添付してください。

① 裏面の表に記載する必要書類等

② 申請者本人の確認書類の写し（申請書の申請者欄に名前がある方の本人確認書類の写し）

ア いずれか1点 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のあるもの

イ いずれか2点 健康保険証、児童扶養手当証書、年金手帳など氏名の記載があるもの

※窓口提出の場合、提出者と申請者が同一であれば、本人確認書類の提示のみで、添付は必要ありません。提出者と申請者が同一でない、または郵送提出の場合、書類の添付が必須となります。

申請理由・添付書類等一覧

申請理由	必要書類等 ※申請書裏面「添付書類貼付欄」にのり付提出
1 生活保護法に基づく保護を受けている家庭 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給証明書の写し
2 児童扶養手当が支給されている家庭 ※児童手当、児童育成手当とは異なりますので、ご注意ください。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書裏面の「⑤承認書」に記入をしてください。
3 その他経済的理由により教育費の支出が困難な家庭 (世帯の総所得金額が生活保護基準額の1.1倍以下の世帯) ※令和8年3月16日までに税の申告が行われていない場合、審査時に所得の確認ができないため、審査が行えない可能性があります。(所得が確認でき次第、審査を行います。)	<ul style="list-style-type: none"> 家賃の金額を証明できる書類の写し (賃貸住宅にお住まいの方) ※所在地、借主、貸主、家賃、契約期間がわかるもの ※書類の提出がない場合、申請書に家賃が記載されていても、家賃は0円とみなします。(住宅ローンの支払いは対象外です。) <p>○令和8年1月1日以降に本市へ転入された方のみ以下のいずれかの書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意書 ※情報連携により、転入前の区市町村へ税の確認をするために必要なものです。同意書は窓口で配付しています。同意書の記入には、同一世帯の保護者(父母・祖父母)の自署、または、自署をされない方の委任状(※2)が必要となります。 所得を証明する書類の写し(保護者分) (令和7年分源泉徴収票、令和7年分確定申告書の控え、令和8年度(非)課税証明書 等)

※1 【生活保護に基づく保護を受けている家庭】小6・中3(修学旅行費)のみが支給対象となります。

※2 【委任状】本人以外の方が同意書に署名する場合は、委任状が必要です。委任状は委任者の自署となります。なお、委任状に決まった様式はありません。

3 認定の目安

金額は世帯の年間総所得金額です。

あくまで参考例として掲載しています。実際は世帯構成・年齢等により異なります。

※ 同一世帯の保護者(父母・祖父母)の所得で審査を行います。お子様に収入があった場合、その収入は加算されません。

世帯構成	持ち家の場合	賃貸住宅の場合(家賃5万円) ※駐車場代、共益費等は除く
【2人】35歳 9歳	約168万円以下	約234万円以下
【3人】37歳 35歳 9歳	約209万円以下	約275万円以下
【4人】37歳 35歳 13歳 9歳	約263万円以下	約329万円以下
【5人】37歳 35歳 13歳 9歳 5歳	約283万円以下	約349万円以下

4 支給時期等

【支給時期】

	1学期分(4月～8月分)	2学期分(9月～12月分)	3学期分(1月～3月分)
支給日	令和8年9月30日(水)	令和9年1月29日(金)	令和9年3月31日(水)

※修学旅行費等、学校からの経費報告に基づき支給するものは、支給月が異なる場合があります。

【支給項目】

学用品費等、新入学児童生徒学用品費(小・中学校の新1年生のうち、4月認定者のみ ※入学前支給で支給済の世帯は原則対象外)、修学旅行費、給食費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費(疾病の種類及び医療機関の指定があります。また、受診前に教育総務課の窓口で医療券の発行手続きが必要です。)

※医療費について

医療機関での受診前に医療券の発行が必要ですので、教育総務課窓口で申請してください。

発行された医療券を医療機関に提出することにより、自己負担分が無料となります。

医療費の対象となる疾病の治療で指定医療機関を受診する場合のみ、就学援助費の支給対象となります。

なお、就学援助費の審査中の場合でも医療券の発行は可能ですが、否認定となった場合は教育委員会が負担した医療費を返還していただくことになります。

【医療費の対象となる疾病】

トラコーマ、結膜炎、中耳炎、白癬(みずむし)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(とびひ)、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(むしば)、寄生虫(虫卵保有を含む。)

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた世帯については、**新入学児童生徒学用品費以外の支給項目**を支給します。また、入学前に新入学児童生徒学用品費を受けていない世帯(他区市町村を含む)で、令和8年度の申請が認定となった場合は、**8月上旬の支給**を予定しています。(支給日は、支給通知書でお知らせします。)

また、**令和9年度に中学校1年生**になるお子さんがいる世帯については、令和8年度の申請(小学校6年生時の申請)で**認定**となる場合は、令和9年3月に新入学児童生徒学用品費を支給します。

※ 令和7年度に入学前支給を受け、令和8年度の申請で認定となる世帯について、支給基準額の見直しにより新入学児童生徒学用品費の支給金額に変更が生じた場合は、その差額分を支給します。

【支給金額】 ※金額は年額です。(年度途中で認定になった場合、**月割した金額**を支給します。)

支給項目	小学生		中学生	
	1年生	2～6年生	1年生	2・3年生
学用品費等	13,230円	15,500円	25,040円	27,310円
新入学児童生徒学用品費	57,060円		63,000円	

※表の金額は令和7年度の支給額です。

→令和8年度の支給額は変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

※医療費については、保護者負担額となります。

※修学旅行費、給食費、校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実費相当額となります。

【給食費について】あきる野市立小・中学校の学校給食費の無償化に伴い、就学援助費認定の方についても無償化の対象となるため、原則、就学援助費からの支給はありません。

あきる野市立小・中学校以外に在籍する方については、保護者の負担する実費相当額(上限あり)を支給します。

5 その他

(1) 申請内容に変更が生じた場合は、問合せ先までご連絡ください。

世帯構成の変更等、申請内容に変更があった場合は、変更があった月まで変更前の申請が有効となります。変更があった翌月以降は再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

(2) 支給認定を取り消す場合には、取消通知書を郵送します。

(3) ご不明な点は、お問い合わせください。

○問合せ先

あきる野市教育委員会 教育総務課 042-558-2412(直通)

申請書の記入方法

申請書表面

令和8年度 就学援助費支給申請書

あきる野市教育委員会 殿
 就学援助費の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。
 また、次のことについて、同意します。

- あきる野市教育委員会が就学援助の支給状況の確認その他必要な調査を行うこと。
- 私が支払うべき学校給食費に未納がある場合において、就学援助費における給食費の滞りなく支給されること。
- 就学援助の支給認定に係る私の情報が、必要に応じて転出先の区市町村の教育委員会に提供されること。
- 就学援助の受給状況に係る私の情報が、必要に応じて転出先の区市町村の教育委員会に提供されること。

フリガナ **アキルノ タロウ**
 申請者（保護者）氏名 **あきる野 太郎**

令和 8 年 4 月 1 日

※ 申請者（保護者）氏名については、自筆による署名又は記名押印のいずれかとしてください。

黒または青のボールペンで、記入してください。訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押印してください。（修正液、修正テープ等は使用しないでください。）

二宮350

申請者が本人となりますので、一番上には申請者氏名を記入してください。

	1111 0000	令和8年1月1日現在の住所	あきる野市・その他					
	申請者との関係	生年月日	年齢	勤務先又は学校名等及び学年	新入学児童生徒学用品費受給済み	個人番号		
①世帯の状況	1	あきる野 太郎	本人	T・S・H・R 60・10・15	39	〇〇株式会社		0123 4567 8910
	2	花子	妻	T・S・H・R 62・12・24	37	無職		1234 5678 9101
	3	春美	子	T・S・H・R 24・9・13	12	秋多中学校1年		2345 6789 1011
	4	夏男	子	T・S・H・R 27・11・26	9	南秋留小学校4年		3456 7891 0111
	5							
	6							
	7							
	8							

住民票に記載のある世帯員を全員記入してください。

※上記のうち小学校1年生及び本市又は他区市町村から新入学児童生徒が就学援助費の支給を受けている場合は、「新入学児童生徒学用品費受給済み」欄に○を記入してください。

希望する理由の添付書類は2ページに記載しています。間違いのないようにお願いします。

② 状況	1 持家	
	② 借家、アパート等	（家賃月額 50,000 円）
	3 その他	（ ）

希望する理由を

- 生活保護法に基づく保護を受けている。
- 児童扶養手当が支給されている。（裏面の⑤承諾書に記入してください）
- 上記1又は2の理由に該当しないが、援助を必要とする状態にある。（具体的理由）

申請者氏名を記入してください。

あきる野市二宮350

氏名 **あきる野 太郎**

※ 自筆による署名又は記名押印のいずれかとしてください。

金融機関名	〇〇〇	×××	本店出張所
預金種別	普通	当座	口座番号 1234567
フリガナ	アキルノ タロウ		
口座名義	あきる野 太郎		

なお、この依頼書に基づき、指定口座への振込みが完了したときは同時に領収したものとします。

受付印

令和8年度

支店や口座番号の間違い・記入漏れにご注意ください。口座番号はお客様番号とは異なります。また、保護者であれば、申請者以外の口座でも構いません。

申請書裏面

児童扶養手当受給者用承諾書

教育委員会が就学援助の支給認定の可否の審査を行うため、私の児童扶養手当受給の確認を行うこと、また、児童扶養手当の支給停止等が確認された場合は、私の世帯の所得状況で審査されることについて、同意します。

希望理由が2(児童扶養手当受給)の方は、記入してください。

※ 自筆による署名又は記名押印のいずれかとしてください。

※ 令和8年度 添付書類がある方は、こちらにのり付けしてください。 告をされてい